

平成 2 7 年 流 山 市 議 会 第 1 回 定 例 会 議 案

2 月 1 9 日 招 集
流 山 市

目 次

- 1 平成 2 7 年度流山市一般会計予算
- 2 平成 2 6 年度流山市一般会計補正予算（第 7 号）
- 3 流山市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 5 流山市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 6 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 平成 2 7 年度流山市介護保険特別会計予算
- 8 平成 2 7 年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 9 平成 2 6 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 0 流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 1 流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例及び流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 2 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 1 3 流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 4 流山市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 5 流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 6 流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 7 平成 2 7 年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 1 8 平成 2 6 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 9 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 0 流山市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

- 2 1 流山市中小企業資金融資条例及び流山市中小企業資金融資利子補給条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 2 権利の放棄について
- 2 3 権利の放棄について
- 2 4 あっせんの申立てについて
- 2 5 権利の放棄について
- 2 6 平成 2 7 年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
- 2 7 平成 2 6 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 2 8 平成 2 7 年度流山市下水道事業会計予算
- 2 9 平成 2 6 年度流山市公共下水道特別会計補正予算（第 5 号）
- 3 0 平成 2 7 年度流山市水道事業会計予算
- 3 1 平成 2 6 年度流山市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 3 2 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 3 流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 4 市道路線の認定について

- 1 専決処分の報告について
- 2 専決処分の報告について

議案第 3 号

流山市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
流山市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 行政手続法の一部を改正する法律の施行に合わせ、法令等又は条例等の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令等又は条例等に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備するためである。

流山市行政手続条例の一部を改正する条例

流山市行政手続条例（平成９年流山市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５章 届出（第３６条）

第６章 雑則（第３７条・第３８条）」を

「第４章の２ 処分等の求め（第３６条）

第５章 届出（第３７条） に改める。

第６章 雑則（第３８条・第３９条）」

第２条第６号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第３条第１項中「第４章」を「第４章の２」に改める。

第４条、第１３条第１項及び第２項第５号、第１４条第１項及び第２項、第１５条第１項及び第３項、第２２条第３項並びに第２８条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第３３条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

（１）当該権限を行使し得る根拠となる法令等又は条例等の条項

（２）前号の条項に規定する要件

（３）当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第３４条の次に次の１条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第３４条の２ 法令等又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第38条を第39条とし、第37条を第38条とし、第5章中第36条を第37条とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

(処分等の求め)

第36条 何人も、法令等又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令等又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令等又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な

調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（流山市税条例の一部改正）

- 2 流山市税条例（昭和 26 年流山市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 2 項中「第 3 3 条第 3 項」を「第 3 3 条第 4 項」に、「第 3 3 条第 2 項」を「第 3 3 条第 3 項」に改める。

議案第 4 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律の施行により、関係条例の整理及び廃止を行うためである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(流山市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 流山市特別職報酬等審議会条例(昭和39年流山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和52年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長

別表第1副市長の項の次に次のように加える。

教育長	739,100円
-----	----------

「副市長

「副市長

別表第2区分の欄中 上下水道事 を 教育長 に改める。

業管理者 」

上下水道事

業管理者 」

(流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止)

第3条 流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和52年流山市条例第7号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の規定の適用を受けて同項に規定する旧教育長として在職する間は、当該旧教育長については適用しない。

3 第3条の規定による廃止前の流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定の適用を受けて同項に規定する

旧教育長として在職する間は、なお効力を有する。

議案第 5 号

流山市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

流山市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の勤務時間等及び職務専念義務の特例を定めるためである。

流山市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、流山市教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号）の規定（第5条の2及び第7条の3を除く。）の適用を受ける職員の勤務時間その他の勤務条件の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用を受けて同項に規定する旧教育長として在職する間は、当該旧教育長については適用しない。

議案第 6 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価
書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査手数料
を定めるほか、建築基準法の一部改正に伴う所要の改正を行う
ためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 流山市手数料条例（平成 1 2 年流山市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項各号に掲げる認定基準（以下「認定基準」という。）に適合	1 戸建ての住宅	1 棟につき	6 , 0 0 0 円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が 5 戸以内のもの		1 2 , 0 0 0 円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が 5 戸を超え、1 0 戸以内のもの		2 1 , 0 0 0 円

している と認められ たもので ある場合			
申請に係る 長期優良住 宅建築等計 画が、登録 住宅性能評 価機関によ り認定基準 に適合して いると認め られたもの 以外のも のである場合	1戸建ての 住宅	1棟につ き	47,000 円
	共同住宅等 で、建築物全 体の住戸の 数が5戸以 内のもの		109,000 円
	共同住宅等 で、建築物全 体の住戸の 数が5戸を 超え、10戸 以内のもの		174,000 円
(摘要) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合は、それぞれ表で定める額に、建築基準法第18条第2項の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査の項に定める区分に応じ、それぞれ同項に規定する額を加算した額とする。この場合における同項の摘要の5及び摘要の6の規定の適用については、これらの規定中「110,000円」とあるのは「118,560円」と、「159,000円」とあるのは「171,480円」とする。			

」

を
「

長期優良	申請に係る	1戸建ての	1棟につき	6,000円
------	-------	-------	-------	--------

住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していると認められたものである場合	住宅	き	
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以内のもの		12,000円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え、10戸以内のもの		21,000円
	申請に係る長期優良住宅	1戸建ての住宅	1棟につき	16,000円

	宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）（構造の安定に関することが等級1の評価である場合又は建築基準法施行令第82条の5に規定する限界耐力計算を用いた評価である場合及び温熱環境に関することを一次エネルギー消費量等級で評価した	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以内のもの	57,000 円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え、10戸以内のもの	92,000 円

場合を除く。 以下同じ。） を用いるも のである場 合			
申請に係る 長期優良住 宅建築等計 画が、登録 住宅性能評 価機関によ り認定基準 に適合して いると認め られたもの 又は住宅性 能評価書を 用いるもの 以外のもの である場合	1戸建ての 住宅	1棟につ き	47,000 円
	共同住宅等 で、建築物 全体の住戸 の数が5戸 以内のもの		109,000 円
	共同住宅等 で、建築物全 体の住戸の 数が5戸を 超え、10 戸以内のも の		174,000 円
(摘要) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合は、それぞれ表で定める額に、建築基準法第18条第2項の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査の項に定める区分に応じ、それぞれ同項に規定する額を加算した額とする。この場合における同項の摘要の5及び摘要の6の規定の適用については、これらの規定中「110,000円」とあるのは「118,560円」と、「159,000円」とあるのは「171,480円」とする。			

」

に改める。

第 2 条 流山市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認申請に対する審査の項中

「 5 確認の申請に係る建築物の計画が建築基準法第 6 条第 5 項に規定する基準（同法第 2 0 条第 2 号イ又は第 3 号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第 2 号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの又は同条第 3 号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を要するものである場合の確認申請手数料の額は、表に定める額に、1 棟につき、1 1 0 , 0 0 0 円を加算した額とする。

6 確認の申請に係る建築物の計画が建築基準法第 6 条第 5 項に規定する基準（同法第 2 0 条第 2 号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同号イの国土交通大臣が定めた方法によるものによって確かめられる安全性を有するものに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を要するものである場合の確認申請手数料の額は、表に定める額に、1 棟につき、1 5 9 , 0 0 0 円を加算した額とする。」

を削り、同表建築基準法第 1 8 条第 2 項の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査の項中

「 5 計画の通知に係る建築物の計画が建築基準法第 1 8 条第 4 項に規定する基準（同法第 2 0 条第 2 号イ又は第 3 号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第 2 号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの又は同条第 3 号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を要するものである場合の計画通知手数料の額は、表に定める額に、1 棟につき、1 1 0 , 0 0 0 円を加算した額とする。

6 計画の通知に係る建築物の計画が建築基準法第 1 8 条第 4 項に規定する基準（同法第 2 0 条第 2 号イの政令で定める基準に

従った構造計算で、同号イの国土交通大臣が定めた方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの審査を要するものである場合の計画通知手数料の額は、表に定める額に、1棟につき、159,000円を加算した額とする。」

を削り、同表建築基準法第18条第14項の規定による工事の完了の通知に対する検査の項及び建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第14項に規定する完了の通知に対する検査の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表建築基準法第18条第17項の規定による特定工程の工事終了の通知に対する検査の項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表建築基準法第12条第5項に規定する台帳に関する証明の項中「第12条第5項」を「第12条第8項」に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査の項、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項及び都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査の項中「この場合における同項の摘要の5及び摘要の6の規定の適用については、これらの規定中「110,000円」とあるのは「118,560円」と、「159,000円」とあるのは「171,480円」とする。」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の流山市手数料条例の規定は、平成27年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の流山市手数料条例の規定は、平成27年6月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 10 号

流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 第1号被保険者に係る平成27年度から平成29年度までの
介護保険料の額を定めるためである。

流山市介護保険条例の一部を改正する条例

流山市介護保険条例（平成１２年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第４条中「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改め、同条第１号中「１６，５００円」を「２５，０００円」に改め、同条第２号中「２２，０００円」を「３３，０００円」に改め、同条第３号中「３８，５００円」を「４１，７００円」に改め、同条第４号中「５５，０００円」を「５０，７００円」に改め、同条第１１号中「１１０，０００円」を「１４９，２００円」に改め、同条を同条第１８号とし、同条の前に次の６号を加える。

（１２）次のいずれかに該当する者 １０７，４００円

ア 合計所得金額が５００万円以上６００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第１４号イ、第１５号イ、第１６号イ又は第１７号イに該当する者を除く。）

（１３）次のいずれかに該当する者 １１３，４００円

ア 合計所得金額が６００万円以上７００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第１５号イ、第１６号イ又は第１７号イに該当する者を除く。）

（１４）次のいずれかに該当する者 １１９，４００円

ア 合計所得金額が７００万円以上８００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、

次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 125, 300円

ア 合計所得金額が800万円以上900万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 131, 300円

ア 合計所得金額が900万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(17) 次のいずれかに該当する者 140, 200円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

第4条第10号中「99, 000円」を「101, 400円」に改め、同号ア中「800万円以上1, 000万円未満」を「400万円以上500万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。)」の次に「、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」を加え、同号を同条第11号とし、同条第9号中「93, 500円」を「95, 500円」に改め、同号ア中「600万円以上800万円未満」を「300万円以上400万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「88, 000円」を「89, 500円」に改め、同号ア中「400万円以上600万円未満」を「200万円以上300万円未満」に改め、

同号イ中「又は第１０号イ」を「、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ、第１６号イ又は第１７号イ」に改め、同号を同条第９号とし、同条第７号中「８２，５００円」を「７７，６００円」に改め、同号ア中「２００万円以上４００万円未満」を「１６０万円以上２００万円未満」に改め、同号イ中「第９号イ又は第１０号イ」を「第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ、第１６号イ又は第１７号イ」に改め、同号を同条第８号とし、同条第６号中「７１，５００円」を「７４，６００円」に改め、同号ア中「２００万円未満」を「１６０万円未満」に改め、同号イ中「、第８号イ」を削り、「又は第１０号イ」を「、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ、第１６号イ又は第１７号イ」に改め、同号を同条第７号とし、同条第５号中「６６，０００円」を「６８，６００円」に改め、同号イ中「、第７号イ」を削り、「又は第１０号イ」を「、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ、第１６号イ又は第１７号イ」に改め、同号を同条第６号とし、同条第４号の次に次の１号を加える。

（５）令第３９条第１項第５号に掲げる者 ５９，７００円

第４条に次の１項を加える。

２ 所得の少ない第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第１号に該当する者の平成２７年度から平成２９年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、２２，０００円とする。

第６条第３項中「若しくはハ」を「若しくはニ」に、「若しくは第４号ロ又は第４条第５号イ、第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ若しくは第１０号イ」を「、第４号ロ若しくは第５号ロ又は第４条第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ、第１６号イ若しくは第１７号イ」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の流山市介護保険条例の規定は、平成２７年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２６年度分までの保険

料については、なお従前の例による。

議案第 11 号

流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例及び流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例及び流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、同法を引用する条項を整理するためである。

流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例及び流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

(流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部改正)

第1条 流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例（平成13年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス」を「同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス」に、「同条第18項」を「同条第16項」に改める。

(流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部改正)

第2条 流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（平成26年流山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 12 号

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、
介護保険法に基づく地域密着型サービス等の基準を定める関係
条例を整備するためである。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第2条中「（平成24年厚生労働省令第30号）」を「（平成27年厚生労働省令第4号。以下「改正省令」という。）」に改める。

第14条中「できるよう」を「できるよう生活機能の維持又は向上を目指し」に改める。

「第11章 複合型サービス」を「第11章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第30条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第31条中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第32条中「基準省令」の次に「（改正省令附則第2条第2号の規定により、なお効力を有することとなる規定を含む。）」を加える。

（流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年流山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（平成24年厚生労働省令第30号）」を「（平成27年厚生労働省令第4号）」に改める。

（流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年流山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成25年厚生労働省令第105号）」を「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）」に、「整備省令」を「改正省令」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（流山市指定地域密着型サービスに関する経過措置）

2 この条例の施行の際、現に複合型サービス事業所として介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第1項本文の指定を受けている事業所は、この条例の施行の日以後においては、看護小規模多機能型居宅介護としての指定を受けているものとみなす。この場合において、当該指定の有効期間の満了日は、指定複合型サービス事業者として法第42条の2第1項本文の指定を受けた指定の有効期間の満了日とする。

議案第 13 号

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 重度障害者医療費の支給方法を現物給付によっても可能にするとともに、支給対象者等を改めるためである。

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例（平成19年流山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「する者」の次に「（当該要件に該当することとなった年齢が、65歳以上である者を除く。）」を加え、同条中第5項を第9項とし、第4項を第8項とし、第3項の次に次の4項を加える。

4 この条例において、「一部負担金」とは、保険医療等に係る費用の額から社会保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。

5 この条例において、「自己負担金」とは、国又は地方公共団体が公費負担医療制度による給付決定をした場合において、当該給付決定を受けた者が負担しなければならない額をいう。

6 この条例において、「負担基準額」とは、この条例の規定により重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた者が負担すべき額をいう。

7 この条例において、「保険医療機関等」とは、保険医療等を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。

第5条を次のように改める。

（優先関係）

第5条 重度障害者に係る疾病が、他の法令等による公費負担医療制度の対象となるものである場合は、その制度を優先適用する。

第16条を第17条とし、第9条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条第1項を次のように改める。

医療費は、規則で定める方法により支給する。

第8条第2項中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条第2項中「ものとする」を「とともに、受給資格を有すると認めたときは、受給券を交付するものとする」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（医療費の額）

第6条 支給対象者（第3条第1項第1号の規定に該当する重度障害者に係るものに限る。以下この項において同じ。）に重度障害者医療費

として支給する額は、次に掲げる額の合計額から別表第1に定める負担基準額を控除した額（一部負担金及び自己負担金の合計額が負担基準額に満たないときは当該合計額）とする。ただし、調剤については、同表に定める世帯区分にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 支給対象者が保険医療機関等で保険給付を受けた場合（次号に掲げる場合を除く。）は、その一部負担金に相当する額
 - (2) 支給対象者が保険給付につき保険医療機関等で一部負担金を負担した場合は、当該一部負担金の額
 - (3) 支給対象者が自立支援医療を受けた場合においては自己負担金の額
 - (4) 国又は地方公共団体が公費負担医療制度による給付決定をした場合においては、自己負担金の額
- 2 前項の規定による医療費の額は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び社会保険各法の規定に基づく規則又は定款等により附加給付金の支給を受けた場合は、当該医療費の額からその額を控除するものとする。
- 3 給付される食事療養及び生活療養に係る負担額は、第1項第1号から第3号までに規定する一部負担金及び自己負担金の額には算入しない。
- 4 支給対象者（第3条第1項第3号の規定に該当する重度障害者に係るものに限る。）に重度障害者医療費として支給する額は、別表第2の定めるところにより算定した額とする。
- 5 特定疾病者医療費の助成額は、別表第3の定めるところにより算定した額とする。

別表第2中「（第5条関係）」を「（第6条関係）」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

1級又は2級の精神障害者に係る重度障害者医療費の算定方法

重度障害者医療費の額の算定方法（月額）	備考
---------------------	----

各月に保険医療機関等に支払った療養の給付 (精神疾患に係る療養の給付を除く。)の代金 医療費に対する給付又は附加給付に相当する額	1 × 2	(1) 給付される食事療養及び生活療養に係る負担額は、療養の給付の代金から除く。 (2) 社会保険各法以外の法令により医療の給付を受けた場合においては、当該法令の規定により国等が負担する額を控除する。
---	---	---

別表第 1 を別表第 2 とし、同表の前に次の 1 表を加える。

別表第 1 (第 6 条関係)

負担基準額

世帯区分	負担基準額 (円)
	入院 1 日又は通院 1 回当たり
生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合	0
市町村民税非課税世帯	0
市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	0
市町村民税所得割課税世帯	300

備考 この表における世帯に含まれる者は、重度障害者医療費の受給権者及び当該受給権者と生計を一にする者として規則で定める。

附則第 2 項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第 12 条」を「同令附則第 12 条」に、「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

附則第 3 項中「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第 12 条」を「同令附則第 12 条」に改める改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける保険医療等について適用し、同日前に受けた保険医療等については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 改正後の条例の規定に係る申請、決定その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 14 号

流山市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

流山市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当を支給しないとされていた父又は母の死亡等について支給される公的年金等の受給者について児童扶養手当との併給が可能となったことに伴い、児童育成手当の支給対象者を改めるためである。

流山市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例

流山市児童育成手当支給条例（昭和５７年流山市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条中第３項を削り、第４項を第３項とする。

第４条第２項中「、母」を「、母又は養育者」に、「又は法第４条第２項第２号から第８号」を「のいずれか又は児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号。以下「法」という。）第４条第２項第２号から第４号」に、「又は同項第２号から第４号まで若しくは第１０号から第１３号まで」を「のいずれか又は同項第２号、第５号若しくは第６号」に改め、「、養育者に対する手当にあっては児童が次の各号又は同項第２号から第７号まで若しくは第９号のいずれかに該当するとき」を削り、同条第３項を削る。

第９条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

- ２ 手当は、受給権者が法第１３条の２の規定により児童扶養手当の全額につきその支給が停止されているときは、支給しない。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第２８号。以下「改正法」という。）附則第４条第３項の規定により児童扶養手当の支給を受ける者（以下「受給対象者」という。）で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前までに児童扶養手当の認定の請求をしたものについては、この条例による改正後の流山市児童育成手当支給条例（以下「新条例」という。）第６条第１項の規定による児童育成手当（以下「新手当」という。）の認定の申請をしたものとみなす。
- ３ 前項の規定により新手当の認定の申請をしたとみなされた者及び受給対象者であって施行日から平成２７年３月３１日までに新条例第６条第１項の規定による認定の申請をした者に対する新手当の支給は、新条例第７条第１項の規定にかかわらず、改正法附則第４条第３項の規定により児童扶養手当が支給される月から始める。

議案第 15 号

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 子ども・子育て支援法の施行に伴い、流山市立保育所を同法に基づく特定教育・保育施設とし、及び保育所において保育を受ける場合の利用者負担について定めるためである。

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和30年流山市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 保育所は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設とする。

第6条中「条例施行」を「条例の施行」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（保育料）

第6条 保育所において保育を受ける場合において、子ども・子育て支援法に基づき保護者が負担すべき額（以下「保育料」という。）は、市長が規則で定める。

- 2 保育料は、保育所において保育を受ける者の保護者が市の区域外に居住するときは、当該保護者が現に居住する市町村の定める額とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、保育時間外に保育所において保育を受ける場合において、保護者が負担すべき額（以下「延長保育料」という。）は、市長が規則で定める。

（保育料の減免）

第7条 市長は、必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、保育料及び延長保育料の額を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の保育所における保育について適用する。

議案第 16 号

流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 子ども・子育て支援法の施行に伴い、流山市幼児教育支援センター附属幼稚園を同法に基づく特定教育・保育施設とし、及び同幼稚園において教育を受ける場合の利用者負担について定めるためである。

流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例（平成２３年流山市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１条に次の１項を加える。

- 3 附属幼稚園は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設とする。

第５条に次の１項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要がある者として教育委員会規則で定める幼児については、附属幼稚園に入園させることができる。

第７条を次のように改める。

（保育料）

第７条 附属幼稚園において教育を受ける場合において、法に基づき保護者が負担すべき額（以下「保育料」という。）は、９，０００円を限度として教育委員会規則で定める。

第８条の見出し中「授業料」を「保育料」に改め、同条第１項中「園児」を「第６条第１項の規定により入園を許可された幼児」に、「授業料の年額の１２分の１に相当する額」を「保育料」に改め、同条第２項中「前項に規定する授業料」を「保育料」に、「を授業料」を「を保育料」に改める。

第９条を削り、第１０条（見出しを含む。）中「授業料等」を「保育料」に改め、同条を第９条とし、第１１条（見出しを含む。）中「授業料等」を「保育料」に改め、同条を第１０条とし、第１２条を第１１条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の附属幼稚園における教育について適用し、同日前の附属幼稚園における教育については、なお従前の例による。

議案第 19 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 産科医療補償制度における掛金の負担の有無に応じ出産育児一時金の額を区分するためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成３年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「４２０，０００円」を「４０４，０００円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正１５年勅令第２４３号）第３６条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに３万円を上限として加算するものとする。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の流山市国民健康保険条例第４条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第 20 号

流山市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部を改正する条例の
制定について

流山市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 利用者の減少並びに貸付金の未償還分に係る債権の放棄及び
時効の援用による債権消滅に伴う不納欠損をすることから、基
金の額を減額するためである。

流山市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部を改正する条例
流山市国民健康保険出産費資金貸付条例（平成１３年流山市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「７００万円」を「３００万円」に改める。

附 則

この条例は、平成２７年３月３１日から施行する。

議案第 21 号

流山市中小企業資金融資条例及び流山市中小企業資金融資利子補給条例の一部を改正する条例の制定について

流山市中小企業資金融資条例及び流山市中小企業資金融資利子補給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 創業者に産業競争力強化法に規定する創業者を加える等、創業の支援及び中小企業の支援を強化するためである。

流山市中小企業資金融資条例及び流山市中小企業資金融資利子補給条例の一部を改正する条例

(流山市中小企業資金融資条例の一部改正)

第1条 流山市中小企業資金融資条例（昭和38年流山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2号」の次に「に規定する者並びに産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「強化法」という。）第2条第23項第1号及び第3号」を、「規定する者」の次に「（開始しようとする事業又は設立しようとする会社が中小企業（中小企業者の要件を満たすための事業又は会社をいう。次号において同じ。）に該当する者に限る。）」を加え、同条第4号中「第2号」の次に「に規定する者並びに強化法第2条第23項第2号及び第4号」を、「規定する者」の次に「（開始しようとする事業又は設立しようとする会社が中小企業に該当する者に限る。）」を加え、同条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同条に次の1号を加える。

（13）特定創業支援事業 強化法第2条第25項に規定する特定創業支援事業をいう。

第3条第1項第2号中「市税」を「市町村税」に改め、同項第3号中「本市内に引き続き1年以上」を「現に本市内に」に改め、同条中第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項第1号及び第2号中「満25歳以上の」を削り、「本市内に引き続き1年以上」を「現に本市内に」に、「市税」を「市町村税」に改め、同項第3号中「満25歳以上の」を削り、「本市内に引き続き1年以上」を「現に本市内に」に、「市税を完納し、創業後1年未満のものである」を「市町村税を完納している」に改め、同項第4号ア中「設立され、設立の日以後の期間が1年未満の」を「設立された」に改め、同号イ中「、満25歳以上の者であって」を削り、「本市内に引き続き1年以上」を「現に本市内に」に、「市税」を「市町村税」に改め、同項第5号を同項第9号とし、同項第4号の次に次の4号を加える。

（5）強化法第2条第23項第1号に規定する者にあつては、本市内で事業を開始する者であつて、現に本市内に居住し、かつ、市町村税を完納していること。

(6) 強化法第2条第23項第2号に規定する者にあつては、本市内で事業を営む者であつて、現に本市内に居住し、かつ、市町村税を完納していること。

(7) 強化法第2条第23項第3号に規定する者にあつては、本市内に設立する会社の本店を置こうとする者であつて、現に本市内に居住し、かつ、市町村税を完納していること。

(8) 強化法第2条第23項第4号に規定する会社にあつては、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

ア 本市内で本店が設立された会社であること。

イ 創業者として当該会社を設立した者が、現に本市内に居住し、かつ、市町村税を完納していること。

第3条中第4項を第3項とし、第5項を削る。

第4条第1項中「第5条」を「次条」に改める。

第5条本文中「、従業員独立開業資金」を削り、同条の表中従業員独立開業資金の項を削り、

「

創業支援資金	運転資金	1, 500万円	5年以内
	設備資金		7年以内

」

を

「

創業支援資金	運転資金	1, 500万円 (強化法の適用を受ける創業者又は新規中小企業者であつて、強化法第113条第1項の規定により定めた市の創業支援事業計画に定める特定創業支援事業による支援を受けない	5年以内
	設備資金		7年以内

		者は 1, 0 0 0 万 円)	
--	--	---------------------	--

」

に改める。

（流山市中小企業資金融資利子補給条例の一部改正）

第 2 条 流山市中小企業資金融資利子補給条例（昭和 4 3 年流山市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中従業員独立開業資金の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（流山市中小企業資金融資条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の規定による改正後の流山市中小企業資金融資条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る融資について適用し、同日前の申請に係る融資については、なお従前の例による。

（流山市中小企業資金融資利子補給条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例による改正前の流山市中小企業資金融資利子補給条例の規定により受けている従業員独立開業資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

議案第 22 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 権利の内容 | 本市が流山市国民健康保険出産費資金貸付条例に基づき貸し付けた国民健康保険出産費資金貸付金の返還請求権としての684,000円から強制執行により回収した金額209,305円を差し引いた474,695円及びこれに対する平成22年1月8日（強制執行日の翌日）以後の同条例により計算された延滞金並びに強制執行に係る費用の返還請求権としての8,650円及びこれに対する平成21年12月10日（債権差押命令の申立日）以後の遅延損害金 |
| 2 | 放棄により利益を受ける者 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 3 | 放棄の理由 | 平成22年1月に強制執行を行い、209,305円を回収したが、現在服役中であること及び服役直前は生活保護を受給していたことから、債権の回収は困難であるため、権利を放棄するものである。 |
| 4 | 放棄の時期 | 議決の日 |

議案第 23 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１０号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 権 利 の 内 容 | 本市が流山市国民健康保険出産費資金貸付条例に基づき貸し付けた国民健康保険出産費資金貸付金の返還請求権としての２７０，０００円及びこれに対する平成１６年１１月２６日（資格喪失日）以後の同条例により計算された延滞金 |
| 2 | 放棄により利益を受ける者 | ○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○○ ○○ |
| 3 | 放 棄 の 理 由 | 平成１７年６月２３日に○○○○○に出国後、再入国の見込みが不明であり、債権の回収は困難であるため、権利を放棄するものである。 |
| 4 | 放 棄 の 時 期 | 議決の日 |

議案第 24 号

あっせんの申立てについて
市は、次のとおりあっせんを申し立てる。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

1 申立ての相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己

2 あっせんの申立先

東京都港区西新橋一丁目5番13号
原子力損害賠償紛争解決センター

3 申立額

182,687,819円

4 申立ての趣旨

相手方に対し、本市が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、平成26年3月31日までに被った損害について、賠償をするようあっせんを申し立てる。

なお、相手方が損害賠償額の一部支払いに合意した場合、損害賠償を求める額から当該一部合意額を除いた額であっせんを申し立てることができる。

提案理由 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い本市が被った平成26年3月31日までの原子力損害について、相手方に対して賠償するよう精力的に交渉を行ってきたが、交渉に進展が見込まれないため、あっせんを申し立てるためである。

議案第 25 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|------------------|--|
| 1 | 権利の内容 | ごみ焼却施設運転管理業務委託契約の解除に伴う
違約金に係る遅延損害金並びに業務履行中の
事故に起因する施設の修繕費等の損害賠償金
27,068,608円及び当該遅延損害金 |
| 2 | 放棄により利
益を受ける者 | 東京都八王子市南町5番8号
株式会社関東実技 |
| 3 | 放棄の理由 | 本市が、平成24年12月28日付けで千葉地方
裁判所松戸支部に訴えを提起した相手方が、平成
26年3月18日付けで破産手続が廃止となった
こと、現在も当該会社名義となっている静岡県賀
茂郡東伊豆町白田字上ノ野1440番632原野
119平方メートルの土地については、辺境地で
あり、かつ、譲渡担保の仮登記が付されており買
受候補が見つからず破産財団においても換価でき
ずに放棄した土地であるため、費用対効果は著し
く低いことから、当該訴えにより損害賠償請求し
た金額のうち、履行保証保険により納入された
22,816,500円を除く1に記載の権利に
ついては、債権の回収が見込めなくなったため権
利を放棄する。 |
| 4 | 放棄の時期 | 議決の日 |

議案第 32 号

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、容積率の算定方法並びに既存建築物の用途及び容積率の制限の緩和について、条文の整備を図るためである。

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１６年流山市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２条中「（昭和２５年政令第３３８号）の次に「。以下「施行令」という。」を加える。

第６条中「次の各号」を「施行令第１３７条の７第１号から第４号まで」に改め、同条各号を削る。

第７条第２項を次のように改める。

２ 前項に規定する建築物の容積率の基礎となる延べ面積に算入しない部分は、次に掲げる法令の例による。

（１）法第５２条第３項及び第６項

（２）施行令第２条第１項第４号及び同条第３項

（３）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）
第６０条

（４）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１９条

第７条中第３項及び第４項を削る。

第８条第１項中「次の各号」を「施行令第１３７条の８各号」に改め、同条各号を削る。

別表第２東洋学園地区地区整備計画区域の項ウの欄中「建築基準法施行令」を「施行令」に、「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表南柏本州団地地区地区整備計画区域の項ウの欄中「建築基準法施行令」を「施行令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２の改正規定（東洋学園地区地区整備計画区域の項ウの欄中身体障害者福祉ホーム）を「福祉ホーム」に改める部分に限る。）は、平成２７年６月１日から施行する。

議案第 33 号

流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月19日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 水道料金のうち100立方メートルを超える使用に係る1立方メートル当たりの従量料金を引き下げるためである。

流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

流山市水道事業給水条例（平成１０年流山市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３５条第１項中「第４条」を「第５条」に改める。

別表第１ 一般用（１月分）の表中

「使用水量５０立方メートルを超え１００立方メートルまでの１立方メートルについて

３３４．８０円

使用水量１００立方メートルを超える１立方メートルについて

４３２．００円」

を

「使用水量５０立方メートルを超える１立方メートルについて

３３４．８０円」

に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第３５条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の流山市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月以後の月分の料金について適用し、同月前の月分の料金については、なお従前の例による。
- ３ 料金の算定の対象とする月が平成２７年３月及び同年４月の２月分であるときは、改正後の条例第２４条第１項中「いずれか一方の月」とあるのは「平成２７年４月」とする。
- ４ 改正後の条例第２４条第２項の規定により、施行日以後の定例日以外にメーターの点検を行った場合における当該メーターの点検により計測した使用水量に係る料金の算定については、管理者が別に定める。

議案第 34 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成27年2月19日提出

流山市長 井崎 義治

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	3 3 0 1 2	東初石 5 丁目区画 1 2 号線	西初石 5 丁目 1 6 3 番 3	
			東初石 5 丁目 1 6 0 番 2	
2	3 3 0 1 3	東初石 5 丁目区画 1 3 号線	西初石 5 丁目 1 6 3 番 3	
			東初石 5 丁目 1 6 5 番 8	
3	3 3 0 1 4	東初石 5 丁目区画 1 4 号線	東初石 5 丁目 1 6 6 番 2	
			同 所 1 6 3 番 5	
4	3 3 0 1 5	東初石 5 丁目区画 1 5 号線	東初石 5 丁目 1 6 5 番 7	
			同 所 4 番 1	
5	3 3 0 1 6	東初石 5 丁目区画 1 6 号線	東初石 5 丁目 1 6 3 番 1	
			同 所 4 番 2	
6	3 3 0 1 7	東初石 5 丁目区画 1 7 号線	東初石 5 丁目 4 番 2	
			同 所 2 0 番 3	
7	3 3 0 1 8	東初石 5 丁目区画 1 8 号線	東初石 5 丁目 1 5 6 番 8	
			同 所 4 番 4	
8	3 3 0 1 9	東初石 5 丁目区画 1 9 号線	東初石 5 丁目 4 番 4	
			同 所 1 5 9 番 4	
9	3 3 0 2 0	東初石 5 丁目区画 2 0 号線	東初石 5 丁目 1 5 9 番 4	
			同 所 1 5 9 番 1	
1 0	3 3 0 2 1	東初石 5 丁目区画 2 1 号線	東初石 5 丁目 4 番 6	
			同 所 1 5 9 番 1	
1 1	3 3 0 2 2	東初石 5 丁目区画 2 2 号線	東初石 5 丁目 1 4 番 1	
			同 所 5 番	
1 2	3 3 0 2 3	東初石 5 丁目区画 2 3 号線	東初石 5 丁目 1 4 番 1	
			同 所 1 6 番	
1 3	3 3 0 2 4	東初石 5 丁目区画 2 4 号線	東初石 5 丁目 1 7 6 番 1	
			同 所 5 番	
1 4	3 3 0 2 5	東初石 5 丁目区画 2 5 号線	東初石 5 丁目 3 番	
			同 所 5 番	
1 5	3 3 0 2 6	東初石 5 丁目区画 2 6 号線	東初石 5 丁目 5 番	
			同 所 1 4 番 2	

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
16	33027	東初石5丁目区画27号線	東初石5丁目158番2	
			同 所同 番3	
17	33028	東初石5丁目区画28号線	東初石5丁目158番6	
			同 所157番2	
18	33029	東初石5丁目区画29号線	東初石5丁目157番5	
			同 所同 番2	
19	33030	東初石5丁目区画30号線	東初石5丁目156番10	
			同 所同 番2	
20	33031	東初石5丁目区画31号線	東初石5丁目157番5	
			同 所150番22	
21	33032	東初石5丁目区画32号線	東初石5丁目155番2	
			同 所4番4	
22	33033	東初石5丁目区画33号線	東初石5丁目155番1	
			同 所150番49	
23	33034	東初石5丁目区画34号線	東初石5丁目4番4	
			同 所15番1	
24	33035	東初石5丁目区画35号線	東初石5丁目141番2	
			十太夫110番4	
25	33501	東初石5丁目1号自転車歩行者専用道路	東初石5丁目166番3	
			同 所同 番2	
26	33502	東初石5丁目2号自転車歩行者専用道路	西初石5丁目570番3	
			東初石5丁目176番4	
27	33503	東初石5丁目3号自転車歩行者専用道路	西初石5丁目175番2	
			東初石5丁目177番2	
28	37036	十太夫区画36号線	十太夫123番1	
			同 所114番1	
29	37037	十太夫区画37号線	十太夫124番86	
			同 所115番2	
30	37038	十太夫区画38号線	十太夫115番4	
			同 所121番18	

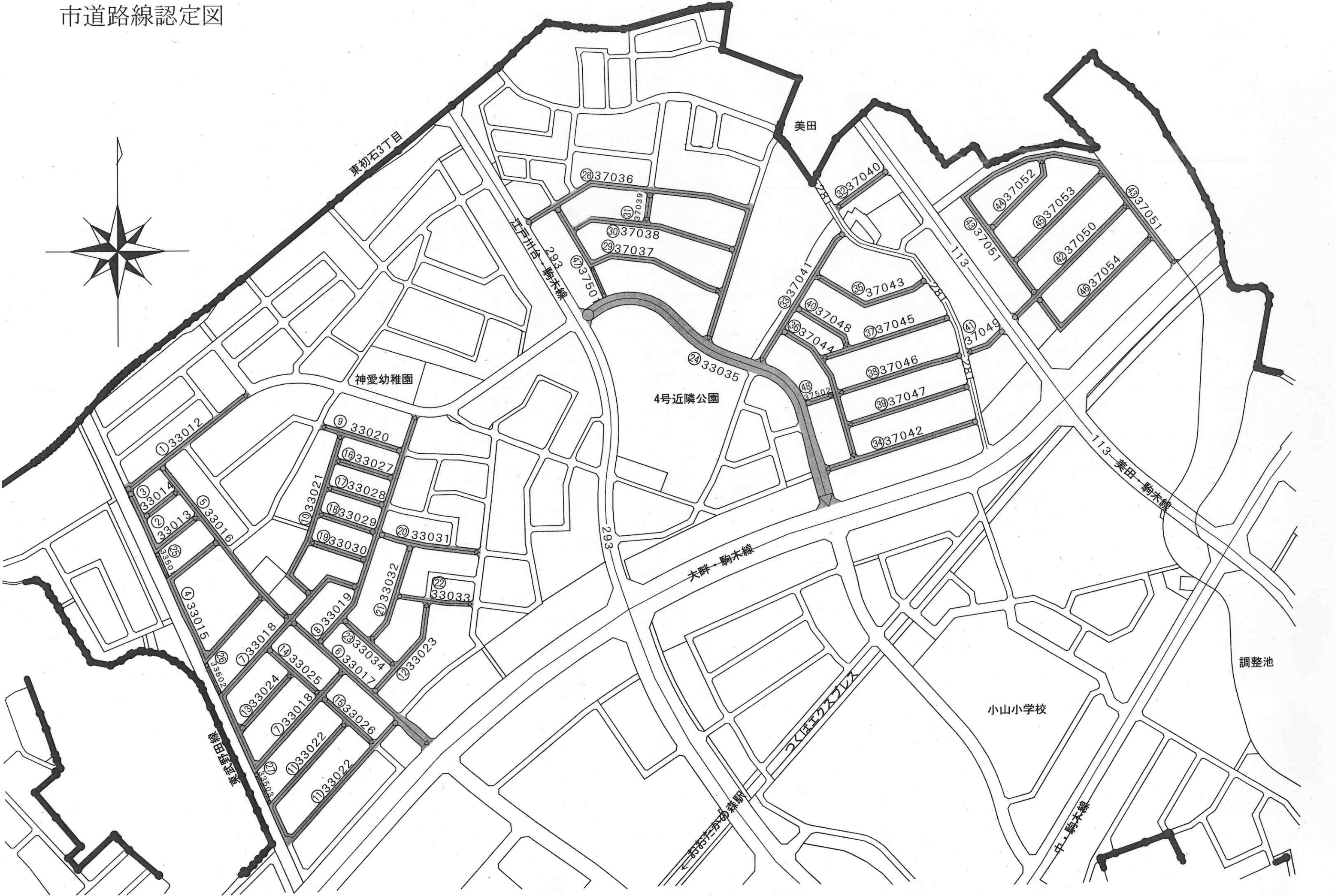
整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
3 1	3 7 0 3 9	十太夫区画 3 9 号線	十太夫 1 1 7 番 3 8	
			同 所 同 番 9	
3 2	3 7 0 4 0	十太夫区画 4 0 号線	十太夫 8 0 番 1	
			同 所 8 6 番 4	
3 3	3 7 0 4 1	十太夫区画 4 1 号線	十太夫 1 1 3 番 1	
			同 所 1 1 2 番 1	
3 4	3 7 0 4 2	十太夫区画 4 2 号線	十太夫 9 1 番 1 6	
			同 所 1 1 1 番 1 3	
3 5	3 7 0 4 3	十太夫区画 4 3 号線	十太夫 8 9 番 1	
			同 所 1 1 3 番 8	
3 6	3 7 0 4 4	十太夫区画 4 4 号線	十太夫 1 1 3 番 1	
			同 所 9 1 番 6	
3 7	3 7 0 4 5	十太夫区画 4 5 号線	十太夫 8 9 番 7	
			同 所 1 1 2 番 9	
3 8	3 7 0 4 6	十太夫区画 4 6 号線	十太夫 9 0 番 1 7	
			同 所 1 1 2 番 9	
3 9	3 7 0 4 7	十太夫区画 4 7 号線	十太夫 9 0 番 7	
			同 所 1 1 2 番 9	
4 0	3 7 0 4 8	十太夫区画 4 8 号線	十太夫 1 1 3 番 1	
			同 所 8 9 番 7	
4 1	3 7 0 4 9	十太夫区画 4 9 号線	十太夫 7 1 番 5	
			同 所 同 番 1	
4 2	3 7 0 5 0	十太夫区画 5 0 号線	十太夫 7 1 番 8	
			駒木 3 8 6 番	
4 3	3 7 0 5 1	十太夫区画 5 1 号線	十太夫 7 1 番 8	
			駒木 3 8 1 番 1	
4 4	3 7 0 5 2	十太夫区画 5 2 号線	十太夫 7 2 番 1	
			駒木 3 9 5 番 1	
4 5	3 7 0 5 3	十太夫区画 5 3 号線	十太夫 7 1 番 4	
			駒木 4 0 1 番	

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
4 6	3 7 0 5 4	十太夫区画 5 4 号線	十太夫 7 1 番 8	
			駒木 3 8 5 番 2	
4 7	3 7 5 0 1	十太夫 1 号自転車歩行者専用道路	十太夫 1 1 7 番 6	
			同 所 同 番 3 6	
4 8	3 7 5 0 2	十太夫 2 号自転車歩行者専用道路	十太夫 1 1 2 番 1	
			同 所 同 番 9	

認定路線の詳細

番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)		単位m	
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
1	3 3 0 1 2	東初石5丁目区画1 2号線	165.17	—	165.17	6.00
2	3 3 0 1 3	東初石5丁目区画1 3号線	122.82	—	122.82	6.00～6.46
3	3 3 0 1 4	東初石5丁目区画1 4号線	44.11	—	44.11	6.00
4	3 3 0 1 5	東初石5丁目区画1 5号線	246.86	—	246.86	6.00
5	3 3 0 1 6	東初石5丁目区画1 6号線	209.62	—	209.62	6.00
6	3 3 0 1 7	東初石5丁目区画1 7号線	194.76	—	194.76	6.00～13.00
7	3 3 0 1 8	東初石5丁目区画1 8号線	422.26	—	422.26	6.00～6.36
8	3 3 0 1 9	東初石5丁目区画1 9号線	263.62	—	263.62	6.00
9	3 3 0 2 0	東初石5丁目区画2 0号線	89.39	—	89.39	6.00
1 0	3 3 0 2 1	東初石5丁目区画2 1号線	187.41	—	187.41	6.00
1 1	3 3 0 2 2	東初石5丁目区画2 2号線	330.77	—	330.77	6.00～6.02
1 2	3 3 0 2 3	東初石5丁目区画2 3号線	114.03	—	114.03	6.00
1 3	3 3 0 2 4	東初石5丁目区画2 4号線	80.21	—	80.21	6.00
1 4	3 3 0 2 5	東初石5丁目区画2 5号線	72.00	—	72.00	6.00
1 5	3 3 0 2 6	東初石5丁目区画2 6号線	72.00	—	72.00	6.00
1 6	3 3 0 2 7	東初石5丁目区画2 7号線	62.66	—	62.66	6.00
1 7	3 3 0 2 8	東初石5丁目区画2 8号線	62.21	—	62.21	6.00
1 8	3 3 0 2 9	東初石5丁目区画2 9号線	62.00	—	62.00	6.00
1 9	3 3 0 3 0	東初石5丁目区画3 0号線	62.41	—	62.41	6.00
2 0	3 3 0 3 1	東初石5丁目区画3 1号線	107.46	—	107.46	6.00
2 1	3 3 0 3 2	東初石5丁目区画3 2号線	109.99	—	109.99	6.00
2 2	3 3 0 3 3	東初石5丁目区画3 3号線	79.74	—	79.74	5.00
2 3	3 3 0 3 4	東初石5丁目区画3 4号線	72.44	—	72.44	6.00
2 4	3 3 0 3 5	東初石5丁目区画3 5号線	382.46	—	382.46	13.00～16.00
2 5	3 3 5 0 1	東初石5丁目1号自転車歩行者専用道路	28.90	—	28.90	4.00～4.28
2 6	3 3 5 0 2	東初石5丁目2号自転車歩行者専用道路	35.82	—	35.82	4.00
2 7	3 3 5 0 3	東初石5丁目3号自転車歩行者専用道路	35.95	—	35.95	4.00～4.05
2 8	3 7 0 3 6	十太夫区画3 6号線	395.88	—	395.88	6.00
2 9	3 7 0 3 7	十太夫区画3 7号線	216.80	—	216.80	6.00
3 0	3 7 0 3 8	十太夫区画3 8号線	177.56	—	177.56	6.00
3 1	3 7 0 3 9	十太夫区画3 9号線	31.48	—	31.48	6.00
3 2	3 7 0 4 0	十太夫区画4 0号線	66.82	—	66.82	6.00
3 3	3 7 0 4 1	十太夫区画4 1号線	162.40	—	162.40	6.00
3 4	3 7 0 4 2	十太夫区画4 2号線	166.96	—	166.96	6.00
3 5	3 7 0 4 3	十太夫区画4 3号線	128.54	—	128.54	6.00
3 6	3 7 0 4 4	十太夫区画4 4号線	160.91	—	160.91	6.00
3 7	3 7 0 4 5	十太夫区画4 5号線	140.41	—	140.41	6.00
3 8	3 7 0 4 6	十太夫区画4 6号線	135.00	—	135.00	6.00
3 9	3 7 0 4 7	十太夫区画4 7号線	133.81	—	133.81	6.00
4 0	3 7 0 4 8	十太夫区画4 8号線	69.62	—	69.62	6.00
4 1	3 7 0 4 9	十太夫区画4 9号線	46.72	—	46.72	6.00
4 2	3 7 0 5 0	十太夫区画5 0号線	167.14	—	167.14	6.00
4 3	3 7 0 5 1	十太夫区画5 1号線	381.27	—	381.27	6.00
4 4	3 7 0 5 2	十太夫区画5 2号線	96.16	—	96.16	6.00
4 5	3 7 0 5 3	十太夫区画5 3号線	130.43	—	130.43	6.00
4 6	3 7 0 5 4	十太夫区画5 4号線	173.93	—	173.93	6.00
4 7	3 7 5 0 1	十太夫1号自転車歩行者専用道路	34.56	—	34.56	4.00
4 8	3 7 5 0 2	十太夫2号自転車歩行者専用道路	30.11	—	30.11	6.00

市道路線認定図



報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 2 月 19 日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 公用車による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２６年１２月４日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 生涯学習部生涯学習課の職員が青色回転灯の受領書を提出するため公用車（市が賃借している自動車）を運転中、流山警察署駐車場内の歩行者用通路壁面に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２６年９月１日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字三輪野山７４４番４地先
（流山警察署駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市美浜区新港５７番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２６年１２月４日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ５２２，６８２円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 26 年 12 月 9 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 中央消防署の職員が事務連絡のため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、市役所駐車場に駐車しようとしたところ、駐車中の市が所有する公用車に接触したことによる当該市が賃借している公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 26 年 10 月 20 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台 1 丁目 1 番 1 地先
（流山市役所第 1 庁舎南側駐車場） |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市稲毛区長沼原町 731 番地 17 号
大和リース株式会社 千葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 26 年 12 月 9 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 17,280 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 1 月 26 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 環境部クリーンセンターの職員が資源物拠点回収ボックスの確認業務のため公用車（市が賃借している自動車）を運転中、道路左側の駐車場フェンスに接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 26 年 8 月 29 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市江戸川台西 3 丁目 125 番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市稲毛区長沼原町 731 番地 17 号
大和リース株式会社 千葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 27 年 1 月 26 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 131,982 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 1 月 26 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 環境部クリーンセンターの職員が交通事故の立会い中に公用車（市が賃借している自動車）を運転し後進したところ、交通事故の立会いのため駐車していた相手方普通自動二輪車と接触したことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 26 年 9 月 1 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市江戸川台西 3 丁目 35 番 74 地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市大字三輪野山 744 番地の 4
千葉県警察流山警察署 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 27 年 1 月 26 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 159,927 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２７年１月２６日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 環境部クリーンセンターの職員が交通事故の立会い中に公用車（市が賃借している自動車）を運転し後進したところ、交通事故の立会いのため駐車していた相手方普通自動二輪車と接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２６年９月１日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市江戸川台西３丁目３５番７４地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市稲毛区長沼原町７３１番地１７号
大和リース株式会社 千葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２７年１月２６日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | １４３，４９０円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 1 月 30 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 生涯学習部図書・博物館の職員が、おおたかの森出張所に臨時職員を迎えに行くため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、流山おおたかの森ショッピングセンター駐車場内において当該公用車を後進させたところ、同駐車場内に設置されている消火器ガードパイプに接触したことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 26 年 7 月 17 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西初石 6 丁目 185 番 2 地先
流山おおたかの森ショッピングセンター 3 階西側駐車場内 |
| 4 | 相 手 方 | 東京都世田谷区玉川三丁目 17 番 1 号
東神開発株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 27 年 1 月 30 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 62,640 円 |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月19日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 土地区画整理事業地内の樹木の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 26 年 12 月 19 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が施行する土地区画整理事業地内の盛土造成工事において、私有地内の樹木を所有者の了解を得ずに伐採したことによる当該樹木の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 26 年 8 月 26 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 相 手 方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 26 年 12 月 19 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 910,000 円 |